

第 6 1 回議会運営委員会記録

令和 3 年 3 月 2 3 日

【開催日】 令和3年3月23日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時42分～午後2時58分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

総務部長	川 地 諭	経済部長	河 口 修 司
------	-------	------	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

1 3月定例会に関する事項について

(1) 議案第38号の撤回について・・・資料1

(2) 追加議案について

(3) 会期延長について

(4) 議事日程変更案について・・・資料2

2 その他

全員協議会の開催日 3月23日（火）

午後2時42分 開会

長谷川知司委員長 第61回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は
お手元の資料にあるとおりです。1、3月定例会に関する事項について、
(1)議案第38号の撤回について。執行部から説明をお願いします。

川地総務部長 皆さん大変お疲れ様です。また、お忙しい中、お集まりいただきまして申し訳ありません。この度、また緊急案件として、議案1件の撤回及び議案1件の提出をお願いするものです。内容ですが、普通財産としての山陽小野田市地方卸売市場施設の貸付けが困難となったため、議案第38号財産の減額貸付けについてを撤回させていただくとともに、令和3年度山陽小野田市一般会計予算に計上しております歳入財源の変更を行うため、補正予算の提出をするものです。概要につきましては、担当部局が御説明します。

河口経済部長 この度はお集まりいただきましてありがとうございます。大変申し訳ありませんでした。卸売市場の開設予定者は、山口県の認定を受けて地方卸売市場を運営するということにしておりましたが、開設予定者に対しまして、認定ができない、つまり不認定であるという通知が山口県からありました。これは、この財産の減額貸付けについての中の内容として、「県の認定を受けたもの」という条件付けがあり、これがなくなりましたので、議案第38号財産の減額貸付けについてを撤回させていただきたいと思っています。あわせて、令和3年度山陽小野田市一般会計予算の計上について、歳入24万円分を減額させていただきたいという議案です。御審議のほど、よろしくお願いします。

長谷川知司委員長 歳入のほうの議案は第45号になるわけですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)はい、分かりました。今、執行部から説明がありました。何か質問がありますか。

山田伸幸議員 議案の撤回をいろいろ見てきたんですけど、そんなにあるものじゃないと思います。この度、不認定の通知があったということなんで

すけど、それだけでは、「はい、そうですか」とはいかんと思います。
何か不認定の合理的な理由があったんですか。

河口経済部長 不認定の理由というよりは、財産の減額貸付けについて、条件として、県の認定を受けることとしておりましたので、この度それがかなわないため財産の減額ができない、Yフーズ株式会社に貸し付けることもかなわないので、撤回ということです。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 あんまり議案の内容に入らないでください。

山田伸幸議員 不認定の理由までは言えないということですか。

長谷川知司委員長 今ここでやるよりは、委員会で審査したほうがいいと思います。撤回理由は、さっき言ったように条件がかなわなかったということです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかは。この担当は産業建設常任委員会でもよろしいでしょうか。（発言する者あり）そうしましょうか。（2）追加議案について。

川地総務部長 すいません。続きまして、会計年度任用職員の人件費の増額を行うための一般会計及び関連の特会の補正予算を提出させていただきたいと思います。一般会計の補正予算、それから該当いたします国民健康保険特別会計の補正予算、介護保険特別会計の補正予算並びに下水道事業会計の補正予算を提出させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

長谷川知司委員長 追加の議案を出したいということです。これはいつ頃追加上程される予定ですか。

川地総務部長 24日に配布させていただいて、25日に上程をさせていただこうと思っております。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 ああ、そうか。それはちょっと、はい。私がいたらんところで聞きましたね。追加議案の説明がありました。ほかに何か質問はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、執行部の説明は終わりです。

（執行部退室）

長谷川知司委員長 （3）会期延長について、事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 （3）会期延長についてです。先ほど説明がありました5議案の審議のために、26日金曜日まで、会期を1日延長したく思います。あわせて（3）までを踏まえました議事日程変更案について、資料2に掲載しております。資料1の裏面になります。25日木曜日、当初の議会最終日の予定になっていた日になります。まず最初に、会期の延長を諮ることになります。これは専決事件になりますので先に行います。その後、先ほど説明がありました議案第38号の撤回について。前回も訂正がありましたが、同様の形になろうかと思えます。それが終わりますして、議案5件を一括上程して、委員会付託までになります。この付託先ですが、議案がそれぞれありますので少し整理します。議案第41号一般会計補正予算（第1回）については、会計年度任用職員に関するものでありましたので、予定では、一般会計予算決算常任委員会の全体会で一括審査してはどうかと思っております。第42号の国保特会の第1回補正、それから第43号介護保険特会の第1回補正については、民生福祉常任委員会にて審査を考えております。第44号下水道事業会計の補正予算第1回については、産業建設常任委員会で審査予定です。そして、先ほど説明がありました議案第45号一般会計の第2回補正については、付託先は一般会計予算決算常任委員会ですが、産業建設分科会で質疑まで行ってという流れを考えております。それを踏まえまして、もう一度資料2に戻っていただくと、25日の本会議は先ほどのアンダ

ーラインまで説明したとおりで、それ以後は、議員提出議案 1 件は前回の議運で日程変更したところですので、そこまでが前回のとおりになっております。この終了後に、民生福祉常任委員会、すいませんアンダーラインで委員会終了後になっておりましたが、本会議終了後の間違いです、申し訳ありません。本会議終了後、委員会を開催しまして、民生福祉常任委員会と、産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会の同時開催を予定しております。そして、会期を 1 日延長した 26 日金曜日の午前 10 時から、一般会計予算決算常任委員会で、先ほどの会計年度任用職員の関係の第 1 回補正、そして、産業建設分科会で質疑まで終わった件の分科会長報告と、委員会での採決までを考えております。そして、本会議の開会を午後 3 時からにしております。この日はちょっと午後 2 時から、市長、議長とも、もともとの公務が入っておりますので、その終了後の午後 3 時から本会議を開会しまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項についてという、会期 1 日延長を含めた議事日程の変更案です。以上になります。

長谷川知司委員長 事務局から説明がありましたが、何か意見はありますか。

高松秀樹委員 議案第 38 号の撤回について、議長の議事次第がどうなっているか、もう一度説明してもらえますか。

石田議会事務局次長 本日、議案の訂正を本会議で行いましたが、それと全く一緒に、市長が説明します。（発言する者あり）討論はありません。採決は、本会議に上程後は、議会の承認が要となっておりますので、撤回の議決が必要となります。

中村議会事務局議事係長 本来、本当は質疑も不要のような案件のようなんですけれども、撤回については先ほどの議運の委員の中、委員外議員からもあったように、やはり撤回についての質疑がどうしても議員の中で発生する可能性があるので、質疑は行います。ここは議長会に確認してい

ます。なぜかという、討論を行わないでという規定がないために、質疑も行ったほうがいいだろうと。なので、本来質疑を行わないでいいのを質疑するんで、じゃあ何で討論せんのかというのはあるんですけど、討論になじまないんで、質疑だけはやって、今言ったように採決のときに承認をするかどうかとなります。これは議会の議決が最後は必要なるということで、石田が説明した流れになります。

長谷川知司委員長 いいですかね。ですから、議案第38号は委員会付託せず、市長が説明して、すぐに質疑、採決ということですね。

山田伸幸議員 委員会ではこの問題についてはやらないんですね。

石田議会事務局次長 議案の撤回は本会議でやりますが、実際、その内容に基づいて提出された議案については、委員会で審査をすると。一般会計の補正と…（発言する者あり）はい、そうですね。それについては委員会で行うということになります。

山田伸幸議員 議案第38号の撤回については、本会議場で質疑までできるとのことですね。

石田議会事務局次長 質疑のみです。討論はありません。質疑の後に採決という流れになります。

矢田松夫副議長 先ほど山田議員が言ったように、撤回するに至った理由を市長が述べたら、山田議員のような質疑ができるということですか。

長谷川知司委員長 質疑があるから、そのときにできるという理解でいいんですかね。だから、なぜ撤回したのかという質疑ができるんですか。

中村議会事務局議事係長 議案の撤回というのは、訂正のときも説明したんで

はないかと思います。ちょっと私は前回の議運を欠席していましたので、どこまで説明したか分からないんですけども、本来もう質疑もなじまないようなもので、すぐに議会の議決、採決、つまり承認するかしないかを諮るんですけども、実際その案件がその撤回ということで重たいので、撤回することについての質疑は認めるべきであろうという見解を議長会から得ています。だから本来、質疑もなしでいきなり採決すべきものと確認しています。ですから、質疑だけは認めて、本来質疑があったら討論、採決という流れですけど、そもそも討論はなじまないで、撤回することについての質疑のみ認めるということのようです。

長谷川知司委員長　議長判断が難しいですね。ということですから、議長、そこは判断してください。今の件はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、(4)まで終わりました。2、その他。これを全員協議会で報告することになります。これで、その他はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで第61回議会運営委員会を終了します。

午後2時48分　散会

令和3年（2021年）3月23日

議会運営委員長　長谷川　知　司